

Q キーワードで検索できます

奉行クラウド ヘルプセンター > 固定資産奉行クラウド > リリースノート

ヘルプを印刷

2023/01/05 (予定) 改正

令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応

トピック

- 令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応
 - 資産入力時の適格請求書発行事業者の判定
 - 帳簿の記載要件
- 令和 4年度の税制改正に追加対応
 - 別表十六(一)・別表十六(二)の様式変更
 - eLTAXの令和 4年12月19日受付開始分に対応

令和 5年10月 1日施行のインボイス制度に対応

インボイス制度に対応するために必要となる業務や当サービスでの対応は以下のとおりです。

資産入力時の適格請求書発行事業者の判定

資産入力時に適格請求書発行事業者との取引かを判断する必要があります。

当サービスでは、取引先に「インボイス登録区分」と「インボイス登録番号」の項目を用意して、資産入力時に取引先を入力した際に適格請求書発行事業者かどうか判定できるようになりました。

帳簿の記載要件

取引ごとに、適格請求書発行事業者かどうかを区別する必要があります。

仕入税額控除の経過措置が適応される適格請求書発行事業者以外との取引の場合は、帳簿に「80%控除や50%控除の特例を受ける課税仕入である旨」の記載が必要です。

当サービスでは、適格請求書発行事業者以外との取引の際は、取引日付をもとに仕入税額控除の経過措置に対する控除割合を自動判定します。

また、適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れの取引を区別するために、専用の消費税区分を追加します。

上記の項目は、資産入力時や汎用データ受入時に指定できます。

奉行連携時に上記の項目も『勘定奉行クラウド』へ連携されるため、『勘定奉行クラウド』の帳簿上で経過措置の控除割合を確認できます。

令和 4年度の税制改正に追加対応

令和 4年度の税制改正において、以下の内容に追加対応します。

別表十六(一)・別表十六(二)の様式変更

「前期から繰り越した特別償却不足額又は合併等特別償却不足額」に内書が新設されました。

内書を記載する場合の本書の内容も変更になります。

項目番号は以下のとおりです。

- 別表十六(一)： [33]
- 別表十六(二)： [17] [37]

内書の追加に伴い、[資産情報]メニュー・[リース資産情報]メニューの[特別償却]ページに以下の項目を追加しました。

項目	説明
前期繰越特別償却不足控除額	別表に追加された内書を管理する項目 <計算式> 前期特別償却限度額 × 当期の補助金等の額の合計 ÷ 前期末時点の差引取得価額
前期特別償却限度額	前期繰越特別償却不足控除額を計算するための項目 [F9：前期限度額] を押して確認します。

対応メニュー

[資産管理 - 資産情報 - 資産情報 - 資産情報]メニュー

[資産管理 - 資産情報 - リース資産情報 - リース資産情報]メニュー（『Sシステム』または『奉行V ERPクラウド』をご利用の場合）

[税務申告 - 法人税 - 別表十六(一)[定額法]]メニュー

[税務申告 - 法人税 - 別表十六(二)[定率法]]メニュー

eLTAXの令和4年12月19日受付開始分に対応

対応メニュー

[税務申告 - 固定資産税 - 電子申告]の各メニュー

内容については、変更または次回以降へ延期する場合があります。